別添２

# 「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」

## １　趣旨・目的

平成29年６月にとりまとめられた「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」では、大規模倉庫において火災が広範囲に拡大すると、消防隊による消防活動が極めて困難となることから、防火シャッターの確実な作動や事業者による初動対応の実行性向上などの初期火災の拡大を防止するための対策を講じることが不可欠であると提言されている。

これらの対策を適切に講じることにより、最低限必要な防火安全性が確保できると考えられるが、本ガイドラインは、万が一、火災が広範囲に拡大した場合においても、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的として、倉庫等の事業者が、個々の建物の状況に応じて消防活動を支援するための措置を検討し、必要な対策を講じる場合において参考とするための指針として作成したものである。

## ２　用語例

（１）　消令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
（２）　無窓階とは、消令第 10 条第１項第６号に規定するものをいう。
（３）　建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）をいう。
（４）　避難安全検証法とは、建基令第 129 条第１項又は第 129 条の２第１項に規定するものをいう。
（５）　直通階段とは、建基令第 120 条に規定するものをいう。
（６）　防火区画とは、建基令第 112 条第１項に規定する区画をいう。
（７）　防火設備とは、建基令第 112 条第１項に規定する特定防火設備をいう。
（８）　連動防火設備とは、火災時に自動火災報知設備の感知器と連動して閉鎖する防火設備をいう。
（９）　進入用階段等とは、建基令第123条第２項に規定する屋外に設ける避難階段の構造に適合する階段、同令第３項に規定する特別避難階段の構造に適合する階段又は建基令第129条の13の３に規定する非常用エレベーターをいう。
（10）　非常用進入口とは、建基令第126条の７各号（第２号及び第５号を除く。）の規定に適合するものをいう。
（11）　代替進入口とは、建基令第126条の６第２号に規定する開口部をいう。
（12）　スプリンクラー設備とは、送水口を附置したスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）をいう。
（13）　消則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）をいう。
（14）　ホース格納箱とは、消令第29条第２項第４号ハに規定する放水用具を格納した箱をいう。

(15)　消法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。

## 3　ガイドラインの対象となる防火対象物

本ガイドラインは、消令別表第１(14)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下同じ。）で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上となる新築のものに対して適用する。

なお、これ以外の消令別表第１(14)項に掲げる防火対象物又は同表(12)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、上記１の趣旨・目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるものについても本ガイドラインを準用することが望ましい。この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

（１）　無窓階が存するもの

（２）　一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの

（３）　防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの1/2以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの

（４）　建物内部に可燃物が大量に存するもの

## 4　消防隊の内部進入を支援するための措置

例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物内部への進入を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

（１）　進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

（２）　非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の２階以上の階に設ける。

## 5　建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

（１）　屋外から建物中央部に放水を行う方法

外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、消令第12条の規定に基づき設置する。

（２）　非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法

ア　消令第29条第２項（第１号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。

(ア)　連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニーに設置する。

(イ)　(ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

イ　一の感知器が作動した際に当該感知器が存する防火区画を形成するために必要なすべての連動防火設備を閉鎖するよう措置する。

ウ　非常用進入口を、次に従い設ける。

(ア)　非常用進入口は、防火対象物の２階以上の階に設ける。

(イ)　非常用進入口は、建物の外周部と接するすべての防火区画に一の非常用進入口が接するように設ける。

(ウ)　非常用進入口には、消防活動上有効な面積が５㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。

(エ)　非常用進入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。

（３）　建物中央部に車路がある倉庫において、当該車路及び非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法

ア　消令第29条第２項（第１号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。

(ア)　連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニー及び車路部分に設ける。

(イ)　(ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

イ　連動防火設備等の閉鎖について、次の措置を講じる。

(ア)　(２)イのとおり、措置する。

(イ)　一の感知器が作動した際に当該階の車路に面するすべての連動防火設備を閉鎖し、当該階の車路の屋外に面するすべての開口部を開放するよう措置する。

ウ　(２)ウのとおり、非常用進入口を設ける。

（４）　進入用階段等の踊場（出入口のある踊場に限る。以下同じ。）、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法

ア　消令第29条第２項（第１号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。

(ア)　連結送水管の放水口は、２階以上の階における進入用階段等の踊場、付室及び乗降ロビーに設ける。

(イ)　(ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

イ　進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

なお、乗降ロビーを消防活動拠点とする場合については、当該乗降ロビーのできるだけ近くに直通階段を設けるよう配慮する。

## ６　その他

（１）　上記４、５に掲げる措置は、それぞれ消防隊の建物内部への進入、建物中央部における消防活動を支援するための措置を例示したものであるため、建物の位置、構造又は設備等の状況に応じた対策とすることも可能である。

（２）　倉庫等の事業者は、これらの措置のみではなく、建物の位置、構造又は設備等の状況や今後の技術開発、研究の進展等を踏まえ、当該措置以外の措置を検討し、個々の建物ごとにより最適な措置を講じることが望ましい。

（３）　倉庫等の事業者は、計画段階において、消防水利、倉庫周囲の空地、車両の進入経路・部署位置等について、消防本部と相談し、円滑な消防活動が実施できるよう配慮することが望ましい。

（４）　倉庫等の事業者は、火災が広範囲に拡大すると消防隊による消防活動は極めて困難になることを念頭に置き、倉庫の利用実態等を踏まえて、出火防止対策や初期火災の拡大を防止するための対策の徹底を図ること。

なお、初期火災の拡大を防止するための対策の実施に当たっては、次の文書を参考とされたい。

ア　「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）」

イ　リーフレット「大規模倉庫における火災の教訓」

※　消防庁ホームページURL

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

ウ　「大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について」（平成30年１月24日付け消防予第20号）

（５）　当該ガイドラインに基づき講じた措置は、その機能確保のため、適正な維持管理を行うことが望ましい。特に、スプリンクラー設備又は連結送水管については、消法第17条の３の３の規定に準じて定期に点検を行い、他の消防用設備等の点検報告と併せて、消防本部の消防長又は消防署長に報告することが望ましい。